

広島市景観計画に掲げる推進施策の実施状況

(1) 市民意識の醸成（学び、考える）

① 景観シンポジウムの開催

美しく品のある都市景観の創出に向けた市民意識の醸成を図るため、平成23年度から様々なテーマで景観シンポジウムを開催（7回）してきました。

<開催実績>

回	テーマ
第1回	平和都市広島の景観形成と都市観光
第2回	平和都市広島の景観のあり方
第3回	広島歴史・文化を生かした都市景観
第4回	広島の水と緑を生かした都市景観
第5回	公共空間のデザインのあり方
第6回	世界に誇れる「まち」～美しく品のある都市景観の創出～
第7回	景観と屋外広告物のデザイン～まちを彩る屋外広告物～

第8回となる平成28年度の景観シンポジウムは、今年12月に世界遺産登録20周年を迎える「原爆ドーム」及び「厳島神社」の更なる価値の向上を目指し、「(仮)世界遺産にふさわしい眺望景観のあり方」をテーマに、広島市と廿日市市が共同で開催することとしています。(平成29年1月開催予定)

② ひろしま街づくりデザイン賞などの表彰制度の実施

ひろしま街づくりデザイン賞の実施

魅力ある街づくりに対する市民意識の高揚を図るため、良好な景観の形成に貢献している建築物や活動などを表彰する「ひろしま街づくりデザイン賞」を平成6年度から実施しており、第15回ひろしま街づくりデザイン賞には、応募が173件あり、その中から部門賞9件、奨励賞1件、広告賞1件を表彰しました。

今回から、優良な屋外広告物を奨励するために「広告賞」を独立して設けました。

③ 「広島の誇りある景観まちづくりプロジェクト」の実施

写真集「写そう残そう私の広島2015」の作成（被爆70周年記念事業）

本市では、これまで被爆50周年、被爆60周年の10年を節目に記念事業として広島の景観をとらえた写真集を作成しており、平成27年の被爆70周年を記念し、平和、歴史・文化、水と緑、にぎわい・おもてなしをテーマに被爆70周年の広島の景観にふさわしい写真を市民から募集し、選考した上で写真集を作成します。

昨年10月から今年7月まで写真を募集して8月に掲載する写真の選考を行い、現在、写真集の製本・印刷作業を進めています。(平成29年3月完成予定)

「Viewtiful!ひろしま(広島らしい眺望景観)」の選定(被爆70周年記念事業)

広島らしい眺望景観を掲載したパンフレット「Viewtiful!ひろしま」を作成し、本市の魅力的な景観資源を広く発信することとしています。

掲載する眺望景観の選定に当たっては、市民から応募のあった眺望景観を含む候補を対象に、広く市民意見を反映させるための市民投票を実施しました。

今後、その結果を基に、景観審議会での意見を踏まえ、広島らしい眺望景観の選定を行い、広島市ホームページで公開するとともに、選定した眺望景観の写真や案内図等を掲載したパンフレットを作成します。(平成29年3月完成予定)

都市軸(南北軸)の銘板等設置(被爆70周年記念事業)

平和記念資料館の再整備に合わせて、平和記念資料館本館、原爆死没者慰霊碑及び原爆ドームを結ぶ南北軸を見通す景観の主要な視点場である平和記念資料館本館下床面に、南北軸の存在を広く周知するための表示を行うとともに、その付近に説明板を設置することとしています。

これまで説明板の設置位置や形態、説明文の内容についての検討を行っており、平和記念資料館本館の耐震改修工事の進捗状況を踏まえながら、関係機関等との協議・調整を進めていくこととしています。

④ 景観学習による人材育成

市政出前講座の活用

景観への取組に対する市民の理解を深めるため、学校の授業などで市政出前講座(市の職員が地域に出向き、市の施策や制度・事業などを説明するもの)を開催しています。

<開催実績>

平成26年度 広島修道大学(7月)、老人大学(11月)、可部夢街道まちづくりの会(2月)

平成27年度 広島修道大学(7月)

平成28年度 広島修道大学(6月)、早稲田小学校(11月)

景観まちづくり学習の推進

景観まちづくりの推進には、市民一人一人の意識の啓発や知識の普及が必要であり、特に、幼少期から景観への関心を高めることにより、将来、景観まちづくりに積極的に参加してもらう土台を築くことが重要です。

このため、今年11月には早稲田小学校の授業で出前講座を開催したところであり、今後も平成27年度に作成した「景観まちづくりハンドブック」などを活用し、学校の授業や出前講座などの機会をとらえて景観まちづくり学習を推進していきます。

(2) 規制・誘導の充実（守り、つくる）

① 景観計画に係る届出制度

景観計画区域内（広島市全域）において、一定規模以上の建築物の建築等、工作物の建設等及び開発行為等を行う場合は、あらかじめ景観法に基づく届出が必要になります。

届出制度を運用開始した平成27年1月から平成28年3月末までに、475件の届出・通知がありました。（変更の届出・通知32件を除く。）

<届出・通知実績>

年度	内訳	件数
平成26年度 (平成27年1月から3月末まで)	届出	61件（変更2件除く。）
	通知	14件
平成27年度 (平成27年4月から平成28年3月末まで)	届出	366件（変更28件除く。）
	通知	34件（変更2件除く。）
合 計	届出	427件（変更30件除く。）
	通知	48件（変更2件除く。）

※ 通知…国又は地方公共団体が行う行為に係るもの

② 屋外広告物の許可制度

屋外広告物新基準の運用

建築物や工作物とともに景観を構成する重要な要素である屋外広告物について、景観計画に定める基本方針に基づき、周辺の街並みとの調和や景観への配慮の観点から規制・誘導の充実を図ることとし、屋外広告物条例施行規則を改正して新たな許可基準を設けるとともに、対話型の協議により景観誘導を行う景観形成広告整備地区の指定等を行い、平成27年7月1日から運用を開始しました。

<新たに設けた許可基準>

壁面利用広告物の総量規制、広告物の地色の色彩の規制、広告物の設置高さの制限・屋上広告物の設置の制限、自家用広告物等への限定（第三者広告の禁止）

<景観形成広告整備地区>

原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区、平和大通り沿道地区、縮景園周辺地区、リバーフロント・シーフロント地区のエリア

③ 景観重要建造物等の保全・活用

地域における個性豊かな景観形成を推進するため、都市や地域の歴史・文化を象徴し、また地域を印象づける景観上重要な建造物や樹木をそれぞれ「景観重要建造物」「景観重要樹木」として位置付け、その保全・活用を図ることとしています。

現時点で景観重要建造物等に指定したものはなく、今後、指定の対象となる文化財に指定されていない歴史的資源の現状の把握などを行い、景観重要建造物等の指定に向けた検討を進めていきます。

④ 景観重要公共施設の整備

道路、河川、港湾などの公共施設のうち、特に本市の景観形成に大きな影響を与える主要な公共施設を「景観重要公共施設」に位置付け、その整備方針及び整備に関する配慮事項を定めています。

景観重要公共施設の整備に当たっては、この整備方針及び配慮事項に基づき景観に配慮した整備がなされるよう、公共施設の管理者や関係機関と連携・調整し、整備に係る協議や助言を行っています。

⑤ 事前協議制度（要綱）の実施

本市では、昭和55年度から、法的強制力によらない「協議」という対話方式による景観誘導に取り組んでおり、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区、平和大通り沿道地区、リバーフロント地区など各地区を対象とした要綱等を制定し、これらに基づいた協議を行ってきました。

平成27年1月の景観計画の運用開始に伴い、これらの協議制度を一本化し、新たに「景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱」を設け、対話型の協議を行っています。

<協議件数（平成28年3月末まで）>

平成26年12月末までの件数		10,667件
内 訳	都市美協議制度	6,519件
	平和大通り沿道建築物等美観形成要綱	727件
	リバーフロント建築物等美観形成協議制度	2,917件
	西風新都アーバンデザイン推進要綱	193件
	原爆ドーム及び平和記念公園周辺建築物等美観形成要綱	298件
	縮景園周辺建築物等美観形成要綱	13件
平成27年1月以降の件数		761件
景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱		761件 〔平成26年度—138件〕 〔平成27年度—623件〕
合 計		11,428件

※ 変更の協議を含む。

⑥ 広島市都市デザインアドバイザー会議によるデザイン誘導

本市が建設する建築物又は土木構造物や、市街地再開発事業などで本市から補助金を受けて建築する建築物のうち特に美観的な配慮を必要とする建築物等のデザインについて、建築や都市景観、色彩、造詣等のデザインの専門家などで構成する「都市デザインアドバイザー会議」において検討し、広島らしい個性的で魅力のある街づくりに貢献するものとなるよう協議・調整を行っています。

<開催実績>

平成27年度 3回開催 協議件数3件（平和記念公園ほか1箇所バス停上屋整備、新しいタイプの高等学校整備、平和大橋歩道橋整備）

⑦ 専門家によるラッピング広告の審査（デザイン協議）

路線バスや路面電車の車体のラッピング広告を審査するため、景観審議会の部会として「車体AD専門部会」を設置し、特例許可に係るデザイン審査を行っています。

この部会は、カーデザイン、グラフィックデザイン、色彩などの専門家により構成し、個別の案件ごとにデザイン上の配慮事項に関する点検を行い、デザイン向上に向けた協議・調整を行っています。

<車体AD専門部会の開催実績>

平成27年度 2回開催 協議件数6件

平成28年度 2回開催（平成28年11月末時点） 協議件数7件

⑧ 景観資源の保全・活用

地域の魅力的な景観の形成に寄与していると認められる建築物、樹木、その他（希少な生物が群生する区域や棚田など）の物件を景観条例に基づき景観資源として登録し、市民や事業者の協力を得て、その保全・活用を図ることとしています。

現時点で景観資源として登録しているものはなく、今後、景観資源として登録できる物件について調査を行い、景観重要建造物等との位置付けを整理しながら、登録の推進に向けた検討を進めていきます。

⑨ その他

眺望景観の保全に関する検討

本市では、「Viewtiful!ひろしま（広島らしい眺望景観）」の選定などを通じて、広島らしい眺望景観に関する市民の関心を高め、後世に伝え残していく取組を進めています。

この広島らしい眺望景観の選定に当たり実施した市民投票では、原爆ドーム周辺の眺望景観が多く票を集めており、市民から高い評価を得ていることが確認されました。

また、平和記念資料館本館、原爆死没者慰霊碑及び原爆ドームは、東西に走る平和大通りに直行する南北軸線上に配置され、平和都市広島を象徴する都市軸として位置付けられており、オバマ米大統領の訪問などを契機に、この南北軸線上を見通す景観が世界的に発信され注目を集め、平和都市広島を象徴する景観として、改めて認識されています。

これを契機に原爆ドーム周辺について、南北軸線上を見通す景観も含めたうえで、一層望ましい眺望景観を確保・保全するための具体的な方策を早急に検討していきます。

夜間景観形成のあり方に関する検討

近年、LED（発光ダイオード）を使用した照明技術の進歩・普及により、ライトアップやイルミネーションなどが活発に行われるとともに、デジタルサイネージやプロジェクションマッピングなどの新たな広報媒体が普及してきています。

これらの照明設備は、夜間の景観に彩りやにぎわいを加えるものですが、一方で景観や安全を阻害する要因となり得るものであるため、指導指針や基準の策定も視野に入れ、平成28年度に本市の夜間景観の現状を把握し、良好な夜間景観形成のあり方を検討するための実態調査を実施します。

(3) 活動・取組の促進（広げ、育てる）

① 地域住民等による景観まちづくり活動の促進

地域の歴史的・文化的資源を生かした景観まちづくり活動の促進

近年、猿猴橋の復元に向けた地元住民の活動をはじめ、市内に残る被爆前の街並み保全等に関する地域住民活動の機運が高まっています。本市においても、これらの歴史的・文化的資源の保全・活用に関する国の支援制度や他都市の事例等の調査研究を行っており、今後、地域住民等によるこれらの活動を促進するための効果的な仕組みづくりに向けた検討を進めていきます。

商店街における看板の安全な管理に向けた取組の支援

適切な管理が行われず劣化が進んだ看板は、良好な街並み景観の阻害要因になるとともに、倒壊、落下等により公衆に危害を及ぼすおそれがあります。このため、安全面に課題がある看板の状況を確認するため、平成27年度に中心市街地にある中の棚商店街をモデル地区として、同商店街振興組合の協力の下、突出し看板の実態調査を実施しました。

調査結果については、同商店街を通じて看板所有者に情報提供を行い、安全面に問題があった看板については所有者による自主的な撤去、改修が進み、また、特に問題がなくても自主的に看板を新調した事例も見られるなど、商店街全体で看板の安全な管理を促進するきっかけとなりました。

卸組合が行う卸団地の景観づくりの取組の支援

協同組合広島総合卸センターが西区商工センターにある卸団地の良好な景観づくりを進めるために設置した景観事業委員会に本市も参画し、景観ガイドラインの作成など自発的な景観まちづくりの取組の支援を行っています。

② 民間事業者による景観づくりの促進

民間広告代理店によるバス停上屋への屋外広告物の表示について、屋外広告物の許可基準の改正等も踏まえたデザイン協議などにより、景観誘導の仕組みをさらに充実させています。

現在、本市の観光を所管する部局において民間広告代理店による広告付き観光案内サインの整備に向けた検討を進めており、バス停上屋広告物の取組の成果等も踏まえながら、新たなニーズに対応した民間事業者による景観づくりの促進を検討していきます。

③ 広島市路上違反広告物除却推進員制度の実施

市民と行政が協働して道路上の違反広告物をなくし、良好な都市景観と道路交通上の安全の維持・向上を図るため、路上のはり紙、立看板等の違反広告物を除却する権限を市民に委任し、ボランティアで除却活動を行ってもらう「路上違反広告物除却推進員制度」を平成15年度から実施しています。

この除却推進員には本市が開催する講習会の受講者を任命しており、平成28年11月末現在で69団体の502人が除却推進員となっています。

④ 景観協議会（景観法第15条）・景観協定（景観法第81条）等の活用促進

景観法において、関係行政機関や公益事業者、住民などが良好な景観の形成に関する協議を行う「景観協議会」や、一団の土地の所有者等が当該土地の良好な景観に関する協定を締結する「景観協定」などを活用し、景観に関するルールづくりが行えることとなっています。

一定エリアにおいて複数の事業が進められる場合の景観コントロールや地域のより良い景観の形成のために、こうした制度を活用していけるよう、その仕組みや手法などについて他都市事例の調査を行っているところであり、今後、これらの制度の活用方策について検討していきます。

⑤ 鉄道事業者等の関係機関との連携

以下の取組などを通じて、国・県・近隣市町や公共事業者等との連携を図っており、今後も関係機関との連携体制の強化を図り、良好な景観形成に向けた取組を推進していきます。

<主な取組>

- 県内市町で構成する広島県景観会議による景観写真の表彰（例年10月頃から募集し年度内に表彰決定）や巡回パネル展の開催（例年9月から翌年1月頃まで開催）など
- 県が主催する景観行政主管課長・担当者会議における情報共有や協議事項の検討（平成28年2月開催）
- 車体ラッピング広告のデザイン審査の向上に係る審査委員との意見交換会（平成28年2月）や事業者への説明会（平成28年3月）の開催
- 廿日市市との共同による世界遺産をテーマとした景観シンポジウムの開催（平成29年1月開催予定）

⑥ 景観まちづくりハンドブックの作成

市民、事業者、行政の連携・協働による景観まちづくりについて理解を深めてもらうため、広島市の景観の特性や守りたい風景、市民・事業者・行政のそれぞれの役割に応じた取組等について、イラストや写真を多用してわかりやすく解説した「景観まちづくりハンドブック」を平成27年度に作成しました。

このハンドブックは、市内の小中学校、公民館、図書館などに配布するとともに、市政出前講座等で活用しています。

⑦ 庁内連絡調整体制の整備

「比治山公園の再整備に向けた庁内関係課による検討会議」、「花と緑の広島づくり推進本部幹事会」及び「水辺のライトアップ検討会」など、魅力ある景観形成と密接に関連する施策の庁内検討会議等において、景観の観点からの配慮や工夫を求めることにより、各分野の施策との連携や一体的な展開を図っています。